

豊栄交通株式会社 情報セキュリティ規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、豊栄交通株式会社（以下「当社」という。）における情報資産の適正な管理および保護に関する基本事項を定め、情報セキュリティを確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の役員、従業員、契約社員、派遣社員その他当社の業務に従事するすべての者に適用する。

(定義)

第3条 本規程において「情報資産」とは、顧客・取引先・自治体等から提供された情報、従業員の個人情報、業務上の機密情報、ならびにこれらを処理・保存するシステム、機器、媒体をいう。

第2章 管理体制

(責任体制)

第4条 当社は、情報セキュリティ統括責任者を置き、必要に応じて部門ごとに管理責任者を配置する。

2 管理責任者は、情報資産の管理状況を定期的に点検し、必要な改善を行う。

第3章 情報の取扱い

(取得・利用)

第5条 情報資産の取得は、業務上必要な範囲に限り、適法かつ公正な手段により行う。

2 取得した情報資産は、利用目的の範囲内でのみ利用し、目的外利用を禁止する。

(第三者提供の制限)

第6条 情報資産は、法令に基づく場合または契約に基づく場合を除き、本人または委託元の承諾なく第三者に提供してはならない。

(守秘義務)

第7条 従業員等は、在職中はもとより退職後においても、業務上知り得た秘密情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 従業員等は、秘密情報を業務目的以外に利用してはならない。
- 3 従業員等は、秘密情報を適切に管理し、紛失、盗難、不正利用等を防止する責任を負う。

(パートナー企業との契約)

第8条 当社は、パートナー企業その他業務委託先に対し、機密情報を提供または共有する場合、事前に守秘義務を含む契約書を締結しなければならない。

- 2 当社は、機密情報を展開する前に、当該パートナー企業が機密保持について合意していることを確認しなければならない。

第4章 管理措置

(物理的管理)

第9条 情報資産を記録した媒体は、施錠可能な場所に保管し、不要となった場合は適切な方法で廃棄する。

(技術的管理)

第10条 情報システムへのアクセスは、利用者ごとに権限を設定し、認証を行う。

- 2 外部媒体の利用は原則として制限し、必要な場合は承認を得るものとする。

(人的管理)

第11条 従業員は、入社時および定期的に情報セキュリティ教育を受講するよう努めるものとする。

- 2 従業員は、業務上知り得た情報を在職中および退職後も漏えいしてはならない。

(作業場所への立入管理)

第12条 当社は、情報資産を取り扱う作業場所への立入手続きを明確に定め、適切な入退室管理を行う。

- 1 顔認証その他の生体認証等、当社が定める正規の認証手段により行うこと。ただし、やむを得ない場合は、管理責任者の判断により代替手段を認める。
- 2 入退室者の記録を行い、必要に応じて本人確認を実施すること。
- 3 来訪者については、受付での確認および担当者の立会いを必須とすること。

- 4 不正入場者を容易に判別できるよう、認証を経していない者や不審者を発見した場合は直ちに管理責任者へ報告すること。

第5章 事故対応

(インシデント対応)

第13条 情報セキュリティ事故が発生した場合、従業員は直ちに上長および管理責任者に報告しなければならない。

- 2 管理責任者は被害拡大防止措置を講じ、原因を分析し再発防止策を策定する。
- 3 自治体案件に関する事故については契約条件に基づき、速やかに自治体へ報告する。

第6章 違反時の措置

(禁止行為の明示)

第14条 従業員等は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 故意に情報資産を持ち出し、または不正に外部へ持ち出す行為
 - (2) 過失により情報資産を漏えいさせる行為（管理不備、誤送信、紛失等を含む）
 - (3) 正当な権限なく情報資産を入手、閲覧、複製する行為
 - (4) その他、当社が不正と認める行為
- 2 前項に違反した場合は、懲戒処分、損害賠償請求、刑事責任の対象となることがある。

(懲戒処分)

第15条 従業員等が本規程に違反した場合は、就業規則に基づき懲戒処分の対象とする。

(損害賠償責任)

第16条 従業員等が故意または重大な過失により秘密情報を漏えいし、当社または顧客・取引先・自治体等に損害を与えた場合、当該従業員等はその損害を賠償する責任を負う。

(刑事責任)

第17条 秘密情報の漏えいが法令違反に該当する場合は、刑事責任を問われることがある。

第7章 雑則

(見直し)

第18条 本規程は、法令改正、社会情勢の変化、委託元からの要請等に応じて適宜見直す。

(附則)

第19条 本規程は、2026年2月1日から施行する。